

嬉 望

第 17 号

兵庫教育大学 学校経営コース大学院生編集部

タイトルの嬉望は、兵庫大メインキャンパスが嬉野台地区にあることと希望をかけた造語です。

●課題研究の授業にピターソン博士参加



米国における学校経営の研究者であるウィスコンシン大学のピターソン博士 (Dr. Kent D. Peterson) が、10月30日から11月18日まで、本学の招きで来日されました。ピターソン教授は、学校文化論や学校文化を形成する校長のリーダーシップが研究テーマで、『校長のリーダーシップ』中留武昭監訳 (1997年玉川大学出版部) や、『学校文化を創るスクールリーダー』中留武昭・加治佐哲也他訳 (2002年風間書房) などの著書があります。



11月4日には、学校経営コースの課題研究の授業にフルタイムで参加され、2年生のインターシップの成果発表にコメントをしていただいた後、「Shaping School Culture (学校文化の形成)」と題した特別講義をしていただきました。通訳は大野准教授と教職大学院の他コースの小林さんをお願いしましたが、英語で質問する院生もいて、授業は、いつもと違う雰囲気が進められました。

●ピターソン博士の歓迎会と2年生インターシップ慰労会

11月4日には、学校経営コースの課題研究のあと、2年生のインターンシップ慰労会を兼ねて、ピターソンご夫妻の歓迎会を大学会館食堂で行いました。歓迎会の幹事は、椿野先生 (兵庫県立福崎高校) と清水先生 (兵庫県立芦屋特別支援学校) が担当し、紅白幕を準備し、福本副学長と福田副学長にもご参加いただきました。また、会はおご夫妻への歓迎の言葉や、お土産贈呈、そして1年生による合唱など、和やかに進められました。写真右下は、高橋先生のギターで「カントリーロード」を歌う1年生です。



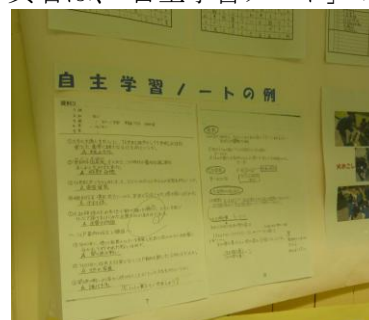
●尼崎市立若草中学校における研究発表会

11月15日に尼崎市立若草中学校において、行われた研究発表会に参加しました。同校は文科省より「新学習指導要領を踏まえた学力向上等の方策に関する調査研究」と尼崎市による「特色ある教育活動推進事業」の指定を受けており、この日は「自己学習力の育成を目指す学習システムの工夫—学習意欲を引き出す学習システムと家庭学習の定着を目指して—」というテーマで公開授業、研究発表、講演などが行われました。講演は、同校の研究にも関わられた本学学校経営コースの大野准教授が行われました。



発表会を通して、同校が「確かな学力」の前提となる「学ぶ態度・意欲」に重点を置きながら、学力向上に組織的、計画的、段階的に取り組んできた成果を知ることができました。写真右は、「自主学習ノート」の取組について説明されたものです。家庭学習や「自己学習力」の向上・育成に効果を上げたことがうかがえました。

写真左上は、若草中学校の佐藤喜代子校長先生、大野准教授、ピターソン博士ご夫妻、フィリピンからの留学生、参加した大学院生です。



●本年3月の修了の辻先生から、編集部へ2年生へのアドバイスが届きました。

本年3月に、学校経営コースを修了し、現在、和歌山県教育センター学びの丘で、指導主事をしている辻克基先生から、2年生へのアドバイスが届きました。辻先生、ありがとうございます。

「P2のみなさんは、インターンシップの後遺症にも悩まされながら「自分に籠もって」改善プランを作成していることでしょうか。軸足がどこにあるか見失うとなんとなくギクシャクしてきます。お手々つないでは進めませんが、一人ではもったいないです。バラバラが一つになる苦勞、そしてまたバラバラに戻る苦勞、ミドルリーダーは作ったものを壊しながら進める力も必要です。

学生のクラブ活動ではないですから、同化する必要はありません。それぞれの学び、それぞれのミッション、それぞれの研究、それぞれの生活です。いろいろと思ひ出しますが、P2にとっては、本来、ここから自分形成のかけがえのない日々だと思います。」



●シリーズ 兵庫教育大学教職大学院の授業 ⑩ ～教育法規の理論と実務演習～（必修専門科目）

今回の授業紹介は、1年後期に開講されている「教育法規の理論と実務演習」です。この授業では、「学校、教員の法的責任に関して適切に理解するとともに、職務を遂行していく上で直面する諸問題に適切に対処するために必要な法的思考力を身につけること」を目標としています。教育法規の概要を講義によって理解すると共に、多くの事例に接して、演習を行い、法的思考力を養っていきます。学校の自主性・自律性のためには、法的判断のできるリーダーが必要で、学校や校長の権限が増すこの時代にあって一層そういった能力が重要になります。生徒指導、学校事故、教職員管理など多岐にわたる内容について原理原則を考えさせられただけでなく、より実践的な内容も学びました。右表や下は昨年度受講生の講義ノートからの抜粋です。

学校事故	教職員の教育活動における指導上の事故
	教職員の監督義務の懈怠
	児童生徒間の事故
	施設・設備の安全性の欠如(瑕疵)

国家賠償法第1条による損害賠償について

- ①一般的要件 行為主体が公務員である 職務行為である 職務行為に違法性がある 故意 or 過失がある 損害が生じた
- ②高度の安全保持義務 児童生徒は教育計画に従って教育を受けなければならず、それより生じる危険から免れる自由がない。児童生徒は、回避能力不十分な未成年者である 教育活動は多くの危険を内包するものがある。だから**高度な注意が必要**
- ③故意 一定の結果の発生を意識して又は結果の発生を認識あるいは予見しているのに、行為する心理状態
- ④過失 * **注意義務違反** 通常の注意を怠る * **予見義務違反** 予見できたかどうか（これが多いだろう）
* **結果回避義務違反** 予見したのに回避しなかった

注意義務の範囲、内容、程度 教員は児童生徒の全生活について監督義務を負うのではなく、学校における教育活動と密接不離の生活関係にのみ監督義務を負う。

(1)教育活動に伴う事故

- ①体育授業中の事故 特に水泳など事故が起こりやすい → **高度の注意義務**
- ②授業中の事故 **予見できたかどうか**が問題。
予見肯定判例（仙台地裁 S55.12.15） 以前から落ち着きのない子で予見できた。 → 席を前にするなどの注意が必要だった。
予見否定判例（神戸地裁 S56.11.27） 子どもだけで自習できるよう指導を低学年からしていた。小学5年生で慣れていたはず。空き時間がある教師が必ずいるとは限らない。普段クラスは落ち着いていた。

(③～④ 省略)

- ⑤校外活動中の事故 危険性が高い → **高度の安全保持義務** → 周到な計画・準備 落雷事故への注意など学校側に厳しい判決が多くなっている。 以前なら自然現象で過失が問われることは少なかったが、適切な状況判断注意を求められる。 始めて行くところならなおのこと過去の事故例の調査などが求められる。

(2)放課後・休み時間中の事故 安全配慮義務の範囲内か否か。範囲内なら、義務違反があったかどうか。

- ①始業前 児童間障害事故事件（大阪地裁 S51.2.27） **監督義務がある**。教師が来るまでどういう体制で子どもがいるか 全員が職員室にいたのではなく見回りする教員を配置するなどの必要性がある。
- ②放課後 放課後児童間けんか事件（高松高裁 S49.10.31） **監督義務がない**。全員が退出下校するのを見届けなければ安全を保持し得ないと予測しうるような特別な事情がなければ監督の注意義務はない。（その日の教育活動が終了したと見なしている。）
- ③休憩時間 弓矢眼突刺事件（京都地裁 S51.11.25） **監督義務がある**。教師・生徒の休憩時間、授業の準備などの時間であっても、教育活動と密接な関係があり、監督の義務はある。例えば交代で見るとか・・・。

((3)省略)